

大阪市告示第603号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年4月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開場

| 施設名 | 年 月 日 | 供用時間 |
|---------|--------------|------------------|
| 南港中央野球場 | 令和7年5月7日（水） | 午前7時から 午後7時まで |
| | 令和7年5月12日（月） | 午前9時から 午後5時まで |
| | 令和7年5月19日（月） | |
| | 令和7年5月26日（月） | |
| 南港中央庭球場 | 令和7年5月7日（水） | 午前9時から 午後7時まで |
| | 令和7年5月12日（月） | 午前9時から 午後5時まで |
| | 令和7年5月19日（月） | |
| | 令和7年5月26日（月） | |

2 供用時間の変更

| 施設名 | 年 月 日 | 供用時間 |
|---------|------------------------------|------------------|
| 南港中央野球場 | 令和7年5月3日（土）から 同月6日（火）まで | 午前7時から 午後9時まで |
| | 令和7年5月10日（土）から 同月11日（日）まで | |
| | 令和7年5月17日（土）から 同月18日（日）まで | |

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)